壬生町防災士養成事業補助金交付要綱

平成２９年　３月２４日

告示第４１号

　（趣旨）

第１条　地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成し、確保することで、災害に強いまちづくりを推進するため、防災士の資格取得に要する費用に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるほか、壬生町補助金等交付規則（昭和５０年壬生町規則第５号）に定めるところによる。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 防災士　特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

　(2) 防災リーダー　自主防災組織及び自治会（以下「自主防災組織等」という。）の意識啓発、訓練指導、技能普及等防災力向上に向け活動する者をいう。

　(3) 防災士研修センター等　日本防災士機構が認定した研修機関であって、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　(1) 町内に住所を有する者

　(2) 自主防災組織又は自治会長から推薦された者

(3) 自主防災組織等において防災リーダーとしての活躍が見込まれる者

　(4) 消防署、日本赤十字社等の公的機関が主催する普通救命講習を受け、修了証を取得した者又は取得見込みである者

２　補助金の申込みについて公募等を行った結果、応募人数が補助対象人数を超える場合は、次の各号の基準により公平かつ厳選にその都度適切な方法で補助対象者を決定するものとする。

　(1) 防災士がいない又は少ない自主防災組織等から推薦された者を優先する。

　(2) 前号の規定により、条件が同じ自主防災組織等から推薦された者から補助対象者を決定する場合は、資格取得後、おおむね１０年間は町と協働して活動ができると見込まれる者を優先する。

３　前項の規定により補助対象者を決定した場合は、決定の順位を記録しておくものとする。

４　第２項の規定により補助対象者に決定された者が講座の受講を辞退した場合は、前項の規定による順位において補助対象者を決定するものとする。

　（補助対象経費及び補助額）

第４条　補助金の対象経費は、次表に掲げる防災士の資格取得に要する経費とし、当該経費の全額を補助するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 経費の区分 | 経費の内容 |
| １ | 講座の受講料 | 防災士研修センター等が実施する講座の受講料（消費税及び地方消費税を含む。） |
| ２ | 防災士資格取得試験受験料 | 日本防災士機構が実施する試験受験料 |
| ３ | 防災士認証登録料 | 日本防災士機構の認証登録料 |
| ４ | 旅費 | ・　町が指定する会場研修地までの往復旅費（路程計算の起点及び終点は、壬生町役場とする。）・　壬生町職員の旅費に関する条例（昭和４３年壬生町条例第９号）の規定により算出される額・　宿泊料は支給しない。 |

２　資格取得試験において不合格の場合は、次回以降に必要となる経費は補助対象者の負担とする。

　（補助金の交付制限）

第５条　補助金の交付は、１人につき１回を限度とする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、原則として当該講座の受講の日の４０日前までに壬生町防災士養成事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(1) 講座の受講申込みを証する書類の写し

　(2) 普通救命講習修了証又は取得見込みである証拠書類

　(3) 交付申請額の積算資料

　(4) その他町長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の申請があったときは、審査を行った上で補助金額を決定し、壬生町防災士養成事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

　（補助金の交付条件）

第８条　補助金の交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

　(1) 補助金の交付申請を行った年度内に日本防災士機構による防災士の認証登録を受けること。

　(2) 防災士の認証登録完了後は、第１２条の規定に基づく町長から協力依頼に対し、積極的に応じること。

　（実績報告）

第９条　補助金の交付決定を受けた者は、防災士の認証登録を完了したときは、速やかに壬生町防災士養成事業補助金実績報告書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(1) 防災士認証状の写し

　(2) 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し（旅費は除く。)

　(3) その他町長が必要と認める書類

　（補助金の交付等）

第１０条　町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査を行った上で補助金額を確定し、壬生町防災士養成事業補助金確定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

２　前項の規定により補助金の確定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、壬生町防災士養成事業補助金請求書（様式第５号）に振込先口座の分かる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　（補助金の返還）

第１１条　町長は、補助を受けた者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

　(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

　(3) この要綱に規定された義務を履行しないとき。

　（協力依頼）

第１２条　町長は、必要と認めるときは、補助金を交付した者に対し、防災に関する町の活動に対して協力を求めることができる。

　（補助制度の見直し等）

第１３条　町長は、この要綱の適用の年度から３年を超えない期間ごとに、法令、社会経済情勢等を比較考慮して妥当性を検討し、必要に応じて速やかに、見直し等の措置を講ずるものとする。

　（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　　制定文　抄

　平成２９年４月１日から適用する。